

リニアバレー構想推進アドバイザー派遣要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、リニアバレー構想の実現に向けた取組を推進するため、団体等に対して専門的・複合的知見から助言等を行うアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の派遣について、必要な事項を定めるものとする。

(派遣先)

第2 アドバイザーの派遣を受けることができる者は、次の各号のとおりとする。

- (1) 市町村、広域連合、一部事務組合、経済団体、DMO及び地域の活性化に資する活動を行う団体
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域振興局長が必要と認めるもの

(業務)

第3 アドバイザーの業務は、次の各号のとおりとする。

- (1) リニアバレー構想の実現に資する検討・取組への助言及び指導
- (2) 前号に関連する分野の先行事例等の情報提供
- (3) 前各号に掲げるもののほか、地域振興局長が必要と認めるもの

(派遣費用)

第4 アドバイザーの派遣に要する報酬及び旅費は、予算の範囲内において県が負担する。

(派遣申請書の提出等)

第5 アドバイザーの派遣を受けようとする者は、リニアバレー構想推進アドバイザー派遣申請書（様式第1号）を地域振興局長へ提出する。

2 地域振興局長は、前項による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められる場合は、申請者と協議の上、アドバイザーを選定する。

(派遣結果の報告)

第6 アドバイザーの派遣を受けた者は、派遣を受けた日から起算して10日以内に、リニアバレー構想推進アドバイザー派遣結果報告書（様式第2号）を地域振興局長へ提出するものとする。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年5月25日から施行する。